

7-74

庶発第1,635号 昭和43年12月18日

文部大臣 坂田道太殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

文部省学術審議会の諸決定について(要望)

日本学術会議はかねてからわが国の科学技術の発展について長期的展望に立って種々検討し、科学の全分野にわたる計画を立案し、これを政府に勧告した。更に全体計画に含まれる各分野の将来計画とそれに伴う共同研究所等の設立についても勧告してきた。

各省もこれらについて検討を開始したが、文部省関係においては学術審議会によってその行政的処理検討が開始された。

本会議は、学術審議会がこれらの課題を取り上げるにあたって、本会議の考え方を説明する機会が与えられるようしばしば要望してきた。しかるに現在に至るまで必ずしもその要望が満たされていないことは遺憾である。

特に去る11月30日に行なわれた学術審議会総会において、全体計画の一部として原子核将来計画の中に含まれた素粒子研究所の設置に関連して一案が提出されたと聞くが、本会議としては直ちに検討を開始し、それが勧告の趣旨に合致しているか否かについて意見をとりまとめたいと考える。そのため資料として必要なので本会議に対しその案の詳細を早急に示されたい。また、当日の論議には、原子核将来計画のみならず、他の諸分野の将来計画と関連のある諸点も論じられたと考えられるが、その結論等もあわせて本会議に示されることを要望する。

7-75

庶発第41号 昭和44年1月17日

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先:総理府総務長官,文部大臣)

南極地域観測統合推進本部への会長の参加について(申入れ)

標記について、本会議第339回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

日本学術会議は、昭和41年11月第47回総会の議に基づき政府に対し、本会議会長が会長たるの資格において南極地域観測統合推進本部に参加することはもはや必要ないものと判断し、その線にそってしかるべく処置されたいむねの申入れを行なった。

現在本会議は第7期を終ろうとしているが、この機会に、本件に関しできるだけ速やかに適切な措置がとられるよう重ねて要望する。

添付資料 第47回総会決定に基づく申入れ

添付資料

⑦

庶発第1,584号 昭和41年11月5日

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

南極地域観測統合推進本部への会長の参加について(申入れ)

標記のことについて、本会議第47回総会の議に基づき下記のとおり申入れます。

記

南極地域観測統合推進本部は実施に関する統合推進機関であり、南極地域観測は、すでに恒常的実施の段階に入ったと考えられるので、現在では日本学術会議会長が会長たる資格において推進本部に参加することはもはや必要ないものと判断する。よって、この点を配慮されて、しかるべく処置されたい。

なお、学術的な面においては本会議との関係は、従前どおり継続されるべきものである。

7-76

庶発第46号 昭和44年1月18日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先: 科学技術庁長官, 外務, 文部両大臣)

宇宙開発の日米協力について(申入れ)

標記のことについて、本会議第389回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

昨年12月23日に、宇宙開発の日米協力について、アメリカ側および日本側の両者のメモが公表されたが、今後、日米間でこのことについて具体的な協議を進められる際には、さきに本会議が第49回、第50回の各総会において申し入れた諸項目(平和利用、自主、民主、公開の諸原則および宇宙基本法の制定等: 別添資料参照)の実現を期せられるとともに、特に次の二点を堅持されることを要望する。

1. 日本側メモは、アメリカ側メモによる(3)の(a)「相互に別段の合意がある場合を除き」という表現を避け、日本側メモの2の(3)で「平和目的に限定される」としているが、この態度をあくまで貫徹すること。
2. 提供された「技術又は機器」に関連して行なわれた日本の科学者による理学的、工学的研究の成果について、科学者が、いずれの国に対しても区別することく、公開の原則を貫き得ること。

別添資料 1. 宇宙空間科学の推進計画実施について(昭和42年11月2日付申入れ)

別添資料 2. 宇宙基本法の制定について(昭和43年5月17日付申入れ)

別添資料 1.

(写)

庶発第1391号 昭和42年11月2日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

宇宙空間科学の推進計画実施について(申入れ)

標記のことについて、本会議第49回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記